

処分基準整理票

処分の内容	農地又は採草放牧地の転用許可の取消し等		
根拠法令及び条項	農地法 第51条第1項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （違反転用に対する処分） 第五十一条 都道府県知事等は、政令で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「違反転用者等」という。）に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四条若しくは第五条の規定によつてした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置（以下この条において「原状回復等の措置」という。）を講ずべきことを命じることができる。 一 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定に違反した者又はその一般承継人 二 第四条第一項又は第五条第一項の許可に付した条件に違反している者 三 前二号に掲げる者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負った者又はその工事その他の行為の下請人 四 偽りその他不正の手段により、第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けた者		
	<b>【その他の基準となる法令、通知等】</b> ・農地法関係事務に係る処理基準について（平成30年11月20日、30経営第1793号、30農振第2309号）第15の1の(3)及び(4) ・「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日、21経営第4530号、21農振第1598号）第2の7の(2)		
処分基準設定年月日	年 月 日	処分基準最終変更年月日	年 月 日
所管部署	農業委員会事務局		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。